

お知らせ

～「消費税免税事業者」の完成工事高の取扱いについて～

福島県土木部建設産業室

経営状況分析にかかる消費税免税事業者の取り扱いについては、各登録経営状況分析機関において、平成17年1月1日から、消費税について、税込価格で処理した財務諸表で処理することとなりました。

県において行う経営規模等評価についても同様に、消費税免税事業者の方は、申請用紙「工事種別完成工事高」については、「消費税込み」の金額で作成してください。なお、その際には、申請用紙「工事種別完成工事高」のタイトル「工事種別完成工事高」の下に「免税事業者につき税込み」と記載してください。

また、営業年度が終了した時に提出する変更届出書に添付する工事経歴書（様式第2号の2）についても消費税込みの金額で作成してください。